

第16編

建設産業

第 1 章 栃木県の建設業

建設業とは、元請、下請を問わず建設工事の完成を請け負う営業をいい、軽微な建設工事のみを請け負う場合を除き、個人でも法人でも、その営業を開始する前に建設業法による許可を受けなければならないと定められている。

建設業法の許可が不要な軽微な工事

○建築一式工事

①工事 1 件の請負代金の額が 1,500 万円未満の工事（消費税相当額を含む）

②請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延面積が 150 平方メートル未満の工事

○上記以外の工事

工事 1 件の請負代金の額が 500 万円未満の工事（消費税相当額を含む）

平成 28 年 6 月末における本県の許可業者数は 7,417 者であり、全国との比較（前年度末時点）では 20 番目の多さである。年度毎における許可業者数の推移を見ると、昭和 46 年に建設業の許可制度が創設されて以来、許可業者数は増加傾向を示していたが、全国・本県とも平成 11 年度末をピーク（本県 9,992 者）として、その後は減少傾向に転じている。

建設業の許可には 29 の業種区分が設けられているが、全国・本県とも建築一式、とび・土工・コンクリート、土木一式の順で許可を取得している業者が多い。平成 28 年 6 月 1 日には、維持更新時代の到来（高度経済成長期以降に整備したインフラ・建築物の老朽化による解体工事の増加）を背景に、約 40 年ぶりに業種区分の見直しが行われ、解体工事業が新設されている。

表 16-1-1 栃木県の建設業許可業者数

（平成28年6月末）

区分	資本金	個人	資本金							合計
			2百万円未満	2百万～5百万円	5百万～1千万円	1千万～5千万円	5千万～1億円	1億～10億円	10億円以上	
大臣許可	一般業者	0	0	3	3	27	14	5	1	53
	特定業者	0	0	0	0	23	17	7	3	50
	合計	0	0	3	3	50	31	12	4	103
	実業者数	0	0	3	3	41	23	8	3	81
知事許可	一般業者	1,070	231	2,193	1,361	2,156	68	15	4	7,098
	特定業者	0	0	0	0	482	46	6	3	537
	合計	1,070	231	2,193	1,361	2,638	114	21	7	7,635
	実業者数	1,070	231	2,193	1,361	2,351	94	19	5	7,324
実業者数		1,070	231	2,196	1,364	2,392	117	27	8	7,405

知事許可：栃木県内のみに営業者がある業者

大臣許可：栃木県内に主たる営業所、他の都道府県に從たる営業所を有する業者

特定建設業：総額 4,000 万円以上（建築一式工事の場合は 6,000 万円以上）の工事を元請業者として受注し下請に発注することができる業者

表 16-1-2 全国の許可業者数

(平成28年3月末)

	大臣許可			知事許可			合計
	一般	特定	純計	一般	特定	純計	(純計)
北海道	108	96	164	18,528	2,275	19,579	19,743
青森県	47	27	58	5,439	520	5,624	5,682
岩手県	36	32	51	4,114	377	4,236	4,287
宮城県	120	84	159	7,462	690	7,858	8,017
秋田県	41	37	59	3,809	384	3,957	4,016
山形県	61	52	81	4,507	409	4,666	4,747
福島県	63	47	82	8,673	630	8,915	8,997
茨城県	83	56	118	11,647	856	12,014	12,132
栃木県	53	51	81	7,109	537	7,336	7,417
群馬県	72	65	102	7,180	507	7,386	7,488
埼玉県	264	163	364	22,216	943	22,690	23,054
千葉県	152	117	217	17,275	1,111	17,870	18,087
東京都	1,836	1,655	2,710	38,110	3,488	40,570	43,280
神奈川県	340	291	490	25,618	1,525	26,513	27,003
新潟県	93	79	123	9,802	982	10,089	10,212
富山県	99	66	121	4,966	406	5,102	5,223
石川県	92	66	121	5,146	415	5,360	5,481
福井県	49	47	72	3,775	451	3,944	4,016
山梨県	20	18	29	3,354	326	3,526	3,555
長野県	55	54	82	7,407	775	7,752	7,834
岐阜県	112	91	157	8,111	694	8,388	8,545
静岡県	110	73	149	13,931	950	14,403	14,552
愛知県	418	256	531	24,187	1,574	24,973	25,504
三重県	60	48	88	7,013	594	7,233	7,321
滋賀県	39	36	61	5,097	493	5,332	5,393
京都府	141	123	205	10,625	949	11,140	11,345
大阪府	1,062	737	1,439	33,920	2,390	35,249	36,688
兵庫県	246	211	353	17,478	1,639	18,312	18,665
奈良県	36	46	66	4,546	492	4,790	4,856
和歌山県	46	44	64	4,427	539	4,619	4,683
鳥取県	25	14	31	2,001	252	2,082	2,113
島根県	44	25	53	2,649	400	2,815	2,868
岡山県	98	76	137	6,412	877	6,881	7,018
広島県	184	140	260	10,939	826	11,360	11,620
山口県	61	51	90	5,673	531	5,950	6,040
徳島県	31	23	41	2,973	326	3,167	3,208
香川県	75	49	95	3,690	366	3,864	3,959
愛媛県	43	27	59	5,256	547	5,566	5,625
高知県	9	14	21	2,712	407	2,919	2,940
福岡県	307	202	398	19,066	1,924	20,180	20,578
佐賀県	48	43	71	3,028	250	3,121	3,192
長崎県	35	32	52	4,701	516	4,904	4,956
熊本県	50	45	72	6,054	708	6,407	6,479
大分県	39	24	45	4,288	399	4,442	4,487
宮崎県	30	26	41	4,232	470	4,444	4,485
鹿児島県	41	37	57	5,297	712	5,500	5,557
沖縄県	6	4	7	4,414	917	4,680	4,687
合計	7,080	5,600	9,927	438,857	38,349	457,708	467,635

表 16-1-3 全国及び栃木県の建設業許可業者数の推移

(各年度3月末)

年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
全国	568,548	586,045	600,980	585,959	571,388	552,210	558,661	562,661	542,264
栃木県	9,473	9,733	9,992	9,688	9,420	9,090	9,189	9,295	8,915

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
524,273	507,528	509,174	513,196	498,806	483,639	469,900	470,639	472,921	467,635
8,626	8,324	8,384	8,274	8,031	7,718	7,479	7,504	7,578	7,417

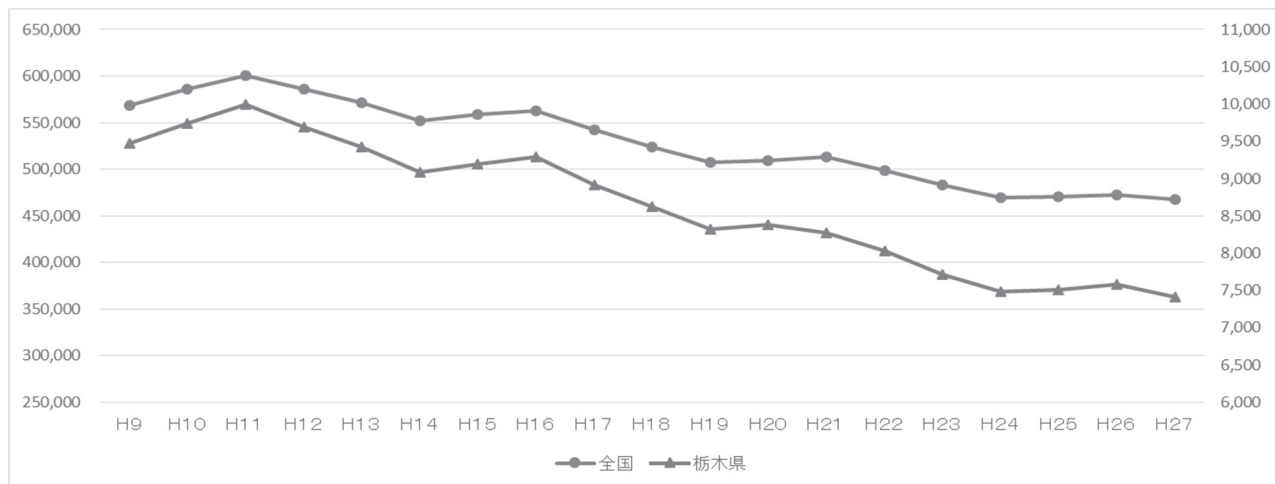


表 16-1-4 業種別許可業者数

(全国:平成28年3月末 栃木県:同年6月末)

建設工事の種類	全国		栃木県	
	許可業者数	取得率	許可業者数	取得率
土木一式	132,152	28.3%	2,183	29.5%
建築一式	158,263	33.8%	2,831	38.2%
大工	68,629	14.7%	817	11.0%
左官	21,732	4.6%	244	3.3%
とび・土工・コンクリート	162,041	34.7%	2,642	35.7%
石	61,778	13.2%	827	11.2%
屋根	41,477	8.9%	560	7.6%
電気	57,203	12.2%	847	11.4%
管	83,754	17.9%	1,335	18.0%
タイル・れんが・ブロック	39,444	8.4%	504	6.8%
鋼構造物	73,601	15.7%	987	13.3%
鉄筋	16,565	3.5%	192	2.6%
ほ装	89,117	19.1%	1,500	20.3%
しゅんせつ	45,541	9.7%	452	6.1%
板金	21,744	4.6%	276	3.7%
ガラス	16,890	3.6%	200	2.7%
塗装	54,626	11.7%	655	8.8%
防水	28,590	6.1%	317	4.3%
内装仕上	71,478	15.3%	822	11.1%
機械器具設置	20,935	4.5%	250	3.4%
熱絶縁	15,207	3.3%	179	2.4%
電気通信	14,086	3.0%	159	2.1%
造園	26,320	5.6%	498	6.7%
さく井	2,527	0.5%	74	1.0%
建具	26,182	5.6%	321	4.3%
水道施設	81,926	17.5%	1,287	17.4%
消防施設	14,979	3.2%	205	2.8%
清掃施設	470	0.1%	6	0.1%
許可延べ数	1,447,257	309.5%	21,170	285.9%
実許可業者数	467,635		7,405	

第2章 入札・契約制度

第1節 国の入札契約制度改革

1. 予定価格の事後公表

中央建設業審議会は、平成10年2月に「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向性について」を建議し、その中で、「予定価格」を入札の後で公開する「事後公表」に取り組むべきとの提言を行った。同趣旨の提言は、すでに平成9年12月に、政府の行政改革委員会規制緩和委員会最終報告で行われている。この予定価格の事後公表も、公共工事の入札契約における透明性、客観性、競争性の向上に資するものとされ、平成10年2月の中央建設業審議会建議や3月に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」を受けて、国においては平成10年度中に実施された。

2. 入契法の制定

こうした公共工事の入札契約制度改革に一層拍車をかけたのが「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」の成立（平成12年11月）、施行（平成13年4月）である。同法は平成12年6月、元建設大臣が受託収賄容疑で逮捕されたのをきっかけに、同年秋の第150回臨時国会に内閣から提出されたものであるが、入札・契約適正化の基本原則として、①透明性の確保、②公正な競争の促進、③適正な施工の確保、④不正行為の排除を掲げている。特に①の透明性の確保を図る観点から、工事の発注見通しや指名基準、入札参加者や入札金額、入札結果、契約金額、契約変更の理由などを公表することが発注者に義務付けられた。

また、平成13年3月には、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が閣議決定され、予定価格の事前公表を容認するなど、入契法に係る具体的な取扱いを定めた。

3. 総合評価方式の導入

入札制度改革に向けた取組は発注者によって異なり、必ずしも一様ではなかったが、一連の一般競争入札の導入を中心とする改革が進むにつれて新たな問題・課題が浮かび上がってきた。それは、予定価格を著しく下回る低価格入札や落札価格の増大したことに加え、入札価格の低価格化が一段と進むとともに、最低制限価格に入札価格が集中し、結果として「くじ引き」で落札者を決めるケースも始まった。

一方、政府の財政再建の一環として決定された「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」（平成9年4月）や平成10年2月の中央建設業審議会建議「建設市場の構造変化に対応して今後の建設業の目指すべき方向性について」等を背景に、価格と品質の問題を両立させる契約方式が模索され、民間の技術提案を活用して入札契約を行うVE（Value Engineering）方式、設計・施工一括発注方式、性能規定発注方式、総合評価落札方式が建設省で試行され、地方公共団体等の他の発注者にも拡大していくこととなった。

そして、総合評価落札方式が、品確法の「総合評価方式」の原型となった契約方式であり（以下、「総合評価落札方式」を含めて「総合評価方式」という。）、最低価格落札方式の特例措置に基づき、平成11年度に国土交通省の直轄事業で最初に試行実施された。

また、総合評価方式の適用については、制度導入当初は個別の案件ごとに大蔵大臣との協議によりその適用が認められることとなっていたが、平成12年3月の大蔵大臣と建設大臣等の協議において、大蔵大臣と事前に包括的な協議を調えた各省各庁の長等は、それに基づく限り、個別案件ごとに財務大臣と協議することは必要なくなった。地方公共団体の公共調達については、従前は「総合評価方式」を認める規定がなかったことから、同方式を地方公共団体が発注する公共工事にも導入するため、平成11年2月に地方自治法施行令が改正され所要の規定が置

かれた。

4. 官製談合防止法の制定

入札契約制度の改正とは別に、国や地方公共団体等の職員が談合に関与している事例（いわゆる官製談合）が多く発生している状況を踏まえ、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）」が、平成14年7月制定、平成15年1月に施行された。これにより、それまで発注者に対して法律に基づく措置を行うことができなかったことに対して、職員の不正行為の関与を防止することが可能となった。

5. 品確法の制定

総合評価方式を公共工事に適用する下地は整ったが、同方式は大規模かつ難易度の高い工事を対象に限定的に適用されてきたため、適用実績はごくわずかであり、公共工事については、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者が急増したことにより、技術力のない建設業者が施工し、ひいては公共工事の品質低下を招くことが懸念されていた。

こうしたことから、国では、すべての公共工事の入札契約に総合評価方式を適用するなど、公共工事の品質確保を図るため、平成17年4月「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行された。

同年8月には、品確法の規定に基づき、「公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（基本方針）」が閣議決定され、9月には「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン」が公表された。当該ガイドラインでは、特に小規模な工事を除き、すべての公共工事において、総合評価方式を適用することを基本に、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じた総合評価方式を選択できるよう、その具体的な運営の指針を提示した。

6. 入札契約制度の更なる改革

平成18年6月には、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の一部改正があり、一般競争入札の拡大、総合評価落札方式の拡充、予定価格等の事後公表の推進及び官製談合の排除・防止の徹底等が明記された。

平成19年3月には、官製談合防止法の一部改正があり、職員による入札等の妨害の罪の新設等が明記された。

平成23年8月には、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が一部改正され、予定価格、調査基準価格・最低制限価格の事後公表や地域維持型JVの導入等が明記された。

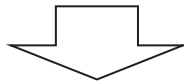
平成26年6月には、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、「品確法」、「入契法」及び「建設業法」のいわゆる「担い手3法」が改正され、平成27年4月1日から本格施行された。

第16編 建設産業

(品確法の改正)

目的：公共工事の品質確保の促進

- 基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等）
- 発注者の責務の明確化（予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更 等）
- 多様な入札契約方式の導入・活用



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

(入契法の改正)

- ダンピング対策の強化（ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加）
- 契約の適正な履行（施工体制台帳の作成・提出義務を拡大）

(建設業法の改正)

- 建設工事の担い手の育成・確保（建設業者、建設業者団体、国土交通省大臣による担い手の育成・確保の責務）
- 適正な施工体制確保の徹底（業務区分を見直し、解体工事業を新設、建設業の許可等について暴力団排除条項を整備）

第2節 県土整備部における制度改正

平成9年～28年における主な改正内容

(改正内容 ◆印 内容又は通知名 ○印 概要説明)

改正内容	施行日
◆予定価格の事後公表開始 ○250万円を超える工事を対象に予定価格の事後公表	H11年 1月1日
◆前金払限度額(改正) ○前金払の上限3億円の緩和措置を追加(知事が認める場合)	4月1日
◆建築工事積算基準等公表要領(制定)	H12年 4月1日
◆指名競争入札における工事費内訳書の提出 ○1千万円以上の建設工事(一般競争入札及び公募型指名競争入札分を除く)のうち、年間発注件数の1割程度(各発注機関毎)について、工事費内訳書の提出	H13年 4月1日
◆入札適正化指針に基づく情報の公表 ○予定価格が250万円を超える建設工事を対象に、予定価格及び最低制限価格・低入札価格調査の基準価格等を契約締結後に公表	H14年 1月1日
◆栃木県低入札価格調査制度事務処理試行要領(制定) ○予定価格が次の規模の工事を対象に低入札価格調査制度を適用する。 ・土木工事：概ね5億円以上 ・建築工事：概ね10億円以上 ・設備工事：概ね3億円以上	2月1日
◆栃木県建設工事請負契約書(改正) ○建設リサイクル法の完全施行に伴い、一定規模以上の建設工事について、請負契約書に分別解体等の方法及び解体工事に要する費用等を記載	5月30日
◆入札における工事費内訳書の提出 ○入札に付する設計金額が500万円以上	H15年 2月1日

の建設工事を対象に、工事費内訳書を提出させる。	
◆予定価格の事前公表要領(制定) ○競争入札に付するすべての建設工事を対象に予定価格を事前公表する。	
◆県内業者を対象とした公募型指名競争入札を導入 ○これまで技術的難度が高い県外の特定JVを対象としていたものから、県内業者間の特定JVを対象とした公募型指名競争入札を試行的に実施する。	4月1日
◆建設工事等入札契約関連情報公表要領(制定)	
◆栃木県入札適正化委員会設置要綱及び栃木県入札適正化委員会運営要領(制定) ○入札契約適正化法指針に第三者機関の意見を反映するよう求めていることを受け、当該委員会を設置する。	6月1日
◆入札及び契約に係る苦情処理要領(制定)	
◆工事請負契約書及び業務委託契約書(改正) ○談合等不正行為の事実確定による契約解除条項及び損害賠償の予定条項を新設	
◆栃木県低入札価格調査制度事務処理試行要領(改正) ○低入札価格調査制度導入 ○対象となる入札対象について、これまでの一定規模以上の一般競争入札及び公募型指名競争入札から、規模要件を除外した。	10月1日
◆予定価格の積算内訳公表要領(制定) ○競争入札に付する予定価格500万円以上の建設工事対象	H16年 1月1日
◆中間前金払に係る事務取扱要領(制定) ○建設工事1件の請負代金300万円以上が対象	1月5日

第16編 建設産業

<p>◆予定価格の事前公表要領（改正）</p> <p>○2000万円以上の建設工事関連業務委託について、予定価格の事前公表を行うとともに、委託費内訳書の提出を求める。</p>	<p>4月1日</p>	<p>○これまですべての入札参加者の書類等を審査していたものを落札候補者のみ審査対象とする。</p>	<p>1月11日</p>
<p>◆栃木県低入札価格調査制度事務処理試行要領（改正）及び最低制限価格事務処理要領（制定）</p> <p>○2000万円以上の土木関係及び建築関係コンサルタント業務について、低入札価格制度を適用</p> <p>○施設維持管理業務委託に最低制限価格制度を適用</p>		<p>◆公募型指名競争入札執行要領（廃止・制定）</p> <p>○土木工事、設備工事1億円以上（建築工事は2億円以上）特定調達適用基準額未満の工事は、公募型指名競争入札により実施する。</p>	<p>4月1日</p>
<p>◆下請セーフティネット制度の導入</p>		<p>◆平成17年度における公募型指名競争入札の取扱い（運用通知）</p>	
<p>◆栃木県建設共同企業体取扱要領（改正）</p> <p>○共同企業体発注基準の引き下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事：概ね3.5億円以上→概ね2.5億円以上 ・建築工事：概ね7億円以上→概ね5億円以上 		<p>◆指名業者名の事後公表</p> <p>○指名後速やか→落札者決定日の翌日以降</p>	<p>11月1日</p>
<p>◆電子入札システム本稼働</p>		<p>◆総合評価方式の導入</p> <p>○総合評価方式を導入するため、次の要領を制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木部建設工事総合評価落札方式試行要領 ・総合評価公募型指名競争入札執行試行要領 ・総合評価通常型指名競争入札執行試行要領 	<p>10月25日</p>
<p>◆電子入札運用基準（制定）</p>		<p>◆指名停止等措置に係る苦情処理要領（制定）</p>	<p>H18年 4月1日</p>
<p>○電子入札システム稼働のため、その運用についての基準を定める。</p>		<p>◆指名選定取扱方針（改正）</p> <p>○2000万円以上2500万円未満の指名業者数を変更（8者→10者）</p>	
<p>◆建設工事等請負契約における随意契約の運用指針（制定）</p>		<p>◆平成18年度における公募型指名競争入札の取扱い（運用通知）</p> <p>○原則、5000万円以上の土木工事、建築工事及び設備工事について、各土木事務所の判断で公募型指名競争入札により試行的に執行する。</p>	
<p>◆予定価格の事前公表要領（改正）</p> <p>○建設工事関連業務委託に係る事前公表対象範囲を変更（2000万円以上→すべての業務委託）</p> <p>◆委託費内訳書の提出について</p> <p>○提出の対象範囲を変更（2000万円以上→100万円以上）</p>	<p>9月1日</p>	<p>◆建設工事発注見通しの公表の取扱（変更）</p> <p>○定例の四半期公表に加え、それ以外の月において追加公表する。</p>	<p>7月1日</p>
<p>◆契約保証の導入</p> <p>○100万円以上の建設工事関連業務委託を対象に10分の1以上の契約保証を求める。</p>	<p>10月1日</p>	<p>◆新たな公募型指名競争入札の試行</p>	<p>H17年</p>

<p>◆栃木県低入札価格調査制度事務処理試 行要領（改正）</p> <p>○数値的判断基準の導入 等</p>		<p>◆栃木県建設工事等電子入札実施要領 （制定）</p>	
<p>◆平成 18 年度における公募型指名競争入 札の取扱い（改正）</p> <p>○公募の地域要件を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全県対象 土木工事 1 億円以上 建築工事 2 億円以上 設備工事 すべての工事 ・ ブロック（県北・県央・県南） 建築工事 2 億円未満 ・ 土木事務所管内又は複合地域 土木工事 1 億円未満 		<p>◆平成 19 年度における公募型指名競争入 札の取扱い</p> <p>○平成 18 年度と同様な取扱い</p>	
<p>◆総合評価落札方式に係る要領（改 正）</p> <p>○価格以外の評価点変更（10 点→10 点か ら 20 点）</p> <p>○総合評価落札方式による入札の場合、 低入札価格調査制度を適用</p>		<p>◆条件付き一般競争入札執行要領（制定）</p> <p>○5000 万円以上特定調達適用基準額未満 のすべての建設工事を対象に、条件付 き一般競争入札を導入する。</p>	6 月 1 日
<p>◆ダンピング受注対策</p> <p>○契約保証金額の増額（10%→30%）及 び施行管理における対策を行う。</p>		<p>◆公募型指名競争入札執行要領（廃止）</p> <p>◆低入札価格調査制度（基本調査）の数 値的判断基準及び最低制限価格（見直 し）</p> <p>○数値的判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費 75% ・ 共通仮設費 70% ・ 現場管理費 60% ・ 一般管理費等 30% 	
<p>◆総合評価算定基準の運用指針（制定）</p>		<p>○最低制限価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理 費の 20%、予定価格の 5%の合計 	
<p>◆低入札価格調査制度の調査基準価格設 定等及び最低制限価格設定に関する運 用（制定）</p>	8 月 1 日	<p>◆総合評価落札方式の対象拡大</p> <p>○一般競争入札に付するものは、可能な 限り当該方式を適用する。</p> <p>○土木一式工事、鋼橋梁工事、建築一式 工事及び P C 橋梁工事及び舗装工事を 加えた 5 工種に拡大</p>	
<p>◆電子入札の本格実施</p> <p>○すべての競争入札を電子入札システム で実施する。</p>	H19 年 4 月 1 日	<p>◆低入札価格調査制度の運用（改正）</p> <p>○基本調査において、工事内訳書の合計 額と入札価格が一致しない場合、失格 とする。</p>	
<p>◆栃木県建設工事入札参加資格審査要領 （改正）</p> <p>○県工事実績及び優良工事の評価期間を 延長（2 年間→3 年間）、障害者雇用及 び子育て支援を追加</p>		<p>◆特別重点調査（試行）</p> <p>○特定調達適用工事に係る特別重点調査 の試行実施の方法等を定める。</p>	
<p>◆建設工事関連業務委託入札参加資格の 再認定に係る手続きに関する取扱要領 （制定）</p>		<p>◆栃木県建設工事総合評価落札方式（公 募型）試行事務処理要領及び栃木県建 設工事総合評価落札方式（通常型）試 行事務処理要領（廃止）</p>	
		<p>◆栃木県建設工事請負業者選定要綱（改</p>	

第16編 建設産業

<p>正) ○格付けする8工種の発注基準を指名競争入札のほか一般競争入札にも適用する。</p>		<p>◆平成20年度における競争入札の取扱い(変更) ○土木事務所において、3000万円以上5000万円未満の工事の一部で一般競争入札を試行する。</p>	<p>7月1日</p>
<p>◆低入札価格工事対策試行要領(制定) ○対象工事のうち、準低入札価格工事を廃止し、工事品質確保特別対策を講じる等定める。</p>		<p>○指名競争入札によっては競争性の確保が困難であると認められる工事は一般競争入札で執行できる。</p>	
<p>◆低入札価格工事対策試行指針(制定)</p>		<p>◆最低制限価格制度事務処理要領及び低入札価格調査制度事務処理要領(改正)</p>	
<p>◆低入札価格工事対策の運用について(制定)</p>		<p>○国の低入札基準価格の見直しを踏まえ、次のとおり改正</p>	
<p>◆ダンピング受注工事対策試行要領(廃止)</p>		<p>・最低制限価格及び低入札調査基準価格 直接工事費×95%</p>	
<p>◆ダンピング受注工事対策試行指針(廃止)</p>		<p>共通仮設費×90%</p>	
<p>◆ダンピング受注工事対策の運用について(廃止)</p>		<p>現場管理費×60%</p>	
<p>◆工事品質確保特別対策の試行について(制定) ○最低制限価格又は低入札調査基準価格を上回って受注した工事のうち、一定範囲以下での受注工事について、工事の品質低下や現場管理の不徹底を防ぐための特別対策を試行する。</p>		<p>一般管理費等×30%</p> <p>・経過措置(当分の間)を規定 直接工事費×95%</p>	
<p>◆総合評価点算定基準の運用指針(廃止) ○評価項目毎の配点の方法を別途通知することで対応する。</p>		<p>共通仮設費×90%</p>	
<p>◆平成19年度における競争入札の取扱い(運用通知) ○これまでの公募型指名競争入札の取扱い通知を止め、当該通知により、特定JV及び単体による競争入札、並びに総合評価落札方式による価格以外の評価点の取扱いを定める。</p>		<p>現場管理費×60%</p>	
<p>◆平成19年度における公募型指名競争入札の取扱い(廃止)</p>		<p>一般管理費等×30%</p>	
<p>◆平成20年度における競争入札の取扱い(運用通知) ○平成19年度と同様な取扱い</p>	<p>H20年 4月1日</p>	<p>工事価格×5%</p>	
<p>◆平成20年度における競争入札の取扱い(運用通知) ○平成19年度と同様な取扱い</p>		<p>◆工事品質確保特別対策の試行(改正) ○舗装工事の対象金額を引き下げ(3000万円以上→2000万円以上)</p>	<p>9月24日</p>
<p>◆平成20年度における競争入札の取扱い(運用通知) ○平成19年度と同様な取扱い</p>		<p>◆栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領(改正) ○県土整備部において、特定調達適用基準額以上の工事及び技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、技術提案を求める方式で試行する。</p>	<p>10月31日</p>
<p>◆平成20年度における競争入札の取扱い(運用通知) ○平成19年度と同様な取扱い</p>		<p>◆栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領(改正) ○評価基準の対象として、PC橋上</p>	

<p>部工事を追加</p>		<p>◆栃木県建設工事請負業者指名停止基準 (改正) ○指名停止基準を強化 ・独占禁止法違反行為等 6 か月～24 か月 (改正) ・重大な独占禁止法違反行為等 12 か月～3 6 か月 (新設) ・本県職員に対する贈賄 6 か月～2 4 か月 (改正)</p>	
<p>◆建設工事に係る発注基準の見直し ○ (A級) 土木 3000 万円以上 1 億円未満 建築 3000 万円以上 2 億円未満 (B級) 土木・建築 1000 万円以上 3000 万円未 満</p>	<p>H21 年 4 月 1 日</p>	<p>◆予定価格の事後公表試行要領 (制定) ○土木・設備 1 億円 (建築 2 億円) 以上 の工事に係る予定価格について、事後 公表とする。</p>	<p>6 月 1 日</p>
<p>◆栃木県建設工事請負業者選定要綱 (改 正) ○土木一式工事及び建築一式工事につい て 5 等級から 4 等級に変更 (S A・A・ B・C・D→Dを削除)</p>		<p>◆秘密情報を問い合わせる行為の記録及 び公表についての取扱要領 (制定)</p>	
<p>◆最低制限価格制度事務処理要領及び低 入札価格調査制度事務処理要領 (改正) ○建設工事及び設備工事について、調査 基準価格等の算定式を見直す。(直接工 事費の補正 90%→95%)</p>		<p>◆最低制限価格制度事務処理要領及び低 入札価格調査制度事務処理要領 (改正) ○最低制限価格及び低入基準価格の改正 (価格約 87%、失格基準約 84%) ・直接工事費×95% ・共通仮設費×90% ・現場管理費×70% ・一般管理費等×30%</p>	
<p>◆平成 21 年度における競争入札の取扱い について (運用通知) ○競争参加条件の設定において、土木一 式工事の発注にあたり、参加できる者 が 20 者を下回る場合でも地域条件 (7 ブロック) を適用可とする。</p>		<p>◆建設工事発注見通しの公表の取扱いに ついて (廃止・制定)</p>	
<p>◆現場代理人及び監理技術者等に係る取 扱い (通知) ○工事一時中止期間中の専任配置に係る 取扱いを統一</p>		<p>◆栃木県建設工事総合評価落札方式試行 要領 (改正) ○対象工事に機械器具設置工事を追加</p>	<p>7 月 7 日</p>
		<p>◆栃木県電子閲覧試行要領 (制定)</p>	<p>11 月 1 日</p>
		<p>◆栃木県最低制限価格制度事務処理要領 (改正) ○建設工事関連業務委託のうち、次のも のに最低制限価格制度を導入 ・測量業務、建築関係コンサルタント 業務、土木関係建設コンサルタント業</p>	<p>H22 年 1 月 1 日</p>

第16編 建設産業

務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、その他業務（積算体系が建設工事と同じものに限る）		入札共通事項の標準例を定める。 ・評価項目のうち地域貢献活動項目に、東日本大震災による被災者の雇用実績、水防協力団体指定実績、消防団関係実績、県が推進する環境施策等への取組実績等を追加	
◆工事経理事務の手引き（作成） ◆工事経理事務処理要領（廃止）	4月1日	◆低入札価格調査制度事務処理要領及び最低制限価格制度事務処理要領（変更） ○建設工事の最低基準価格等 ・現場管理費 70%→80% ○コンサルタント業務委託の最低基準価格等 ・技術経費 100%、諸経費 50%→その他原価 90%、一般管理費等 30%、業務価格 2%	10月20日
◆平成22年度における競争入札の取扱い（運用通知） ○指名競争入札における指名基準について、従前の各土木事務所の選定方針を選択可能とし、総合評価における地域精進度は、従前の土木事務所の算定基準を採用		◆平成24年度における競争入札の取扱い	H24年 4月1日
◆栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領（改正） ○土木一式工事に「地域貢献度を重視する工事」を追加 等	7月1日	◆栃木県建設工事請負業者選定要綱（通知） ○工事の執行上必要があるときは、指名業者の数の2分の1を超えない範囲において当該等級工事の直近上位等級又は直近下位等級に格付けの中から選定	6月13日
◆栃木県建設工事請負契約書（変更） ○甲・乙の略称表記を廃止し、発注者・受注者表記に変更 ○現場代理人の常駐義務緩和 ・工事期間中の措置 ・他工事との兼任を認める措置 兼任2箇所まで 請負額2500万円未満 同一土木事務所管内	H23年 1月1日	◆栃木県電子閲覧試行要領（改正） ○対象範囲を建設工事にまで拡大 ◆栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領（改正） ○配置予定技術者の評価項目に継続学習制度（CPD）を追加	7月1日
◆電子くじの導入	2月1日	◆2月補正予算に係る現場代理人の常駐義務緩和措置 ○兼任を認める工事 ・同一の事務所管内であり、かつ施工条件書等に兼務可能が明記 ・兼任が2箇所までとし、いずれも請負代金額が5000万円未満	H25年 3月8日
◆平成23年度における競争入札の取扱いについて（通知）	4月1日		
◆栃木県建設工事等執行規則（改正） ○東日本大震災の被災地域を対象に、前金払の特例を設置 ・前金払の上限を10%引き上げ	5月31日		
◆栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領（改正） ○次のとおり ・A-Ⅲ（土木一式工事）、C-Ⅱ（舗装工事）導入 ・入札通知書、入札説明書、指名競争	7月1日		

◆2月補正予算に係る主任技術者の専任に係る取扱い ○兼任を認める工事 ・同一土木事務所管内の工事で、施工条件書等に兼任可能である旨明記 ・兼任箇所は2箇所までとし、いずれも工事の請負代金額が5000万円未満		◆建設工事関連業務委託の技術者単価の特例措置の適用	2月10日
◆平成24年度2月補正予算の執行について（通知）		◆公共建築工事の最新単価による予定価格の徹底	
◆平成25年度における競争入札の取扱いについて（通知） ○補正予算に係る入札執行項目及び条件付き一般競争入札での総合評価落札方式の併用について明記 ○単体の取扱いを追記	4月1日	◆2月補正及び平成26年度当初予算に係る現場代理人の常駐義務緩和措置 ○兼任を認める工事 ・同一土木事務所管内の県土整備部の工事又は同一の市町区域内の環境森林部の工事若しくは農政部の工事 ・兼任箇所は2箇所までとし、いずれの工事も請負代金額が5000万円未満	3月11日
◆栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領（改正） ○災害時等への地域貢献の評価項目に災害時の基礎的事業継続力の認定（BCP）を追加		◆2月補正及び平成26年度当初予算に係る専任の主任技術者の取扱い ○兼任を認める工事 ・同一の土木事務所管内の県土整備部の工事又は同一の市町区域内の環境森林部の工事若しくは農政部の工事 ・兼任箇所は2箇所までとし、いずれの工事も請負代金額が5000万円未満	
◆公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の適用	4月10日	◆総合評価落札方式の評価項目見直し ○評価対象表彰機関の拡大 ・関東地方整備局等→国内すべての地方整備局等 ○工事实績期間の拡大 ・過去5年間→過去10年間	4月1日
◆低入札価格調査制度事務取扱要領及び最低制限価格制度事務取扱要領（改正） ○建設工事及び建設工事と同じ体系により発注する業務委託の最低制限価格等を変更 ・一般管理費30%→35% ・予定価格の下限値70%→89%	4月15日	◆公共3部の単価表統合 ◆平成26年度における競争入札の取扱い	
◆監視システム装置等の更新工事に係る競争入札の取扱いについて ○監視システム装置等の更新工事に係る競争入札の取扱変更 ・3千万円以上の更新工事： 条件付一般競争入札 ・3千万円未満の更新工事： 指名競争入札	8月1日	◆建設業者の社会保険等未加入対策（試行導入） ○県土整備部発注の設計金額1億円以上の建設工事を対象に、元請業者を社会保険等加入業者とする。（H27.3.31まで）	H27年 1月1日
◆インフレスライド条項の適用	H26年	◆松田川ダム管理設備更新等工事に係る条件付き一般競争入札試行要領（制定）	2月4日

第16編 建設産業

○社会保険等未加入対策に基づく入札手続きを行うため、当該要領を制定	
◆公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置の適用（前倒し）	2月10日
◆設計業務委託等技術単価の運用に係る特例措置の適用	
◆インフレスライド条項の適用	
◆2月補正及び平成26年度当初予算に係る現場代理人の常駐義務緩和措置	3月12日
◆2月補正及び平成26年度当初予算に係る専任の主任技術者の取扱い	
◆栃木県建設工事等執行規則の一部を改正する規則（制定）	3月13日
○前払金の支払方法を一律4割とし、支払限度額（3億円）を撤廃	
◆栃木県建設工事等執行規則（改正）	4月1日
○前払金の支払方法を一律4割とし、支払限度額（3億円）を撤廃	
◆栃木県建設工事総合評価落札方式試行要領（改正）	
○総合評価落札方式の評価項目に、若手技術者（35歳以下）の工事経験を配置予定技術者の工事経験と同様とする方式を追加	
◆総合評価算定資料の提出時期の変更	
○入札情報の管理徹底のため、評価項目算定資料提出日を入札締切後に変更	
◆栃木県低入札価格調査制度事務処理要領（改正）	
○低入札調査の辞退を追加	
◆社会保険等未加入対策（本格導入）	
○環境森林部、農政部、県土整備部及び企業局が発注する設計金額1千万円以上の建設工事を対象に、社会保険等未加入業者に限定	

◆平成27年度における競争入札の取扱い	
◆工事費（委託費）内訳書の提出（変更）	
○工事費内訳書の提出対象：500万円以上 →すべての工事	
○委託費内訳書の提出対象：100万円以上 →すべての業務委託	
◆業務委託契約書及び業務委託変更契約書（改正）	6月25日
○建築士法改正に伴い、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築、増築、改築、大規模修繕及び大規模模様替えに係る設計又は工事監理	
◆本県発注工事におけるマスキングの導入	7月10日
○事後公表案件（土木・設備工事1億円以上、建築工事2億円以上）に係る設計書及び起工何の金額を1千万円単位に切り上げて表示する。入札書締切後に正式額で2回目の決裁を受ける。	
◆低入札調査基準価格及び最低制限価格（改正）	
○本則：一般管理費等30%→55% 附則：一般管理費等35%→55%	
○設定範囲 89%～90%→87%～92%	

<p>◆平成27年度における競争入札の取扱い (変更)</p> <p>○特定JV及び単体の取扱い変更 (特定JV)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木2億円以上→3億円以上 ・建築3億円以上→4億円以上 ・設備1.5億円以上→2億円以上 <p>(単体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木5千万円以上2億円未満 →5千万円以上3億円未満 ・建築5千万円以上3億円未満 →5千万円以上4億円未満 ・設備5千万円以上1.5億円未満→5 千万円以上2億円未満 <p>◆財務規則の運用 (改正)</p> <p>○維持管理統合発注業務を事務所へ移管</p>		<p>◆建設工事技術提案型総合評価落札方式 試行要領 (改正)</p> <p>○施工体制確認審査制度の導入 (施工体制評価点)</p> <p>0点又は加算点(配点)に40% を乗じた点を減じる</p> <p>◆栃木県低入札価格調査制度 (改正)</p> <p>○低入札調査基準価格を下回る入札者が あった場合、総合評価に入る前に基本 調査を実施</p> <p>○重点調査の提出資料及び提出期限の変 更</p> <p>◆入札における工事費(委託費)内訳書 取扱要領 (新設)</p> <p>○低入札価格調査制度が適用となる工事 において、内訳書の不備となる内容及 び不備となった場合の取扱いを明記</p>	
<p>◆公共工事設計労務単価の運用に係る特 例措置の適用 (前倒し)</p>	<p>H28年 1月26日</p>	<p>◆工事費(委託費)内訳書に係る取扱い について (通知)</p> <p>○低入札価格調査制度が適用とな る工事を除く内訳書の取扱いについて 明記</p>	
<p>◆設計業務委託等技術単価の運用に係る 特例措置の適用</p> <p>◆インフレスライド条項の適用</p>		<p>◆2月補正及び平成27年度当初予算に係 る現場代理人の常駐義務緩和措置</p> <p>◆2月補正及び平成27年度当初予算に係 る専任の主任技術者の取扱い</p>	<p>2月24日</p>
<p>◆栃木県建設工事施工体制確認型総合評 価落札方式試行要領 (新設)</p> <p>○施工体制確認審査制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工体制評価点 一般競争入札0点又は-10点 指名競争入札0点又は-5点 ・価格点算出方法 (変更) 低入札基準価格以下失格基準以上は すべて100点 失格基準以下は「失格」 	<p>2月1日</p>	<p>◆平成28年度における競争入札の取扱い について (通知)</p>	<p>3月18日</p>
<p>◆栃木県建設工事関連業務委託履行確実 性確認型総合評価方式試行要領 (新設)</p> <p>○履行確実性確認審査制度の導入 (履行確実性評価点)</p> <p>0点又は-10点</p>		<p>◆栃木県業務委託契約書 (改正)</p> <p>○債務負担行為及び継続費に係る条文の 追加等</p> <p>◆入札執行事務処理要領 (改正)</p> <p>○入札執行回数及び見積回数の明確化</p> <p>◆栃木県建設工事等電子入札運用基準 (改正)</p> <p>○代表者が受任者に権限を委譲している 場合のICカード利用を制限</p>	<p>4月1日</p>

第16編 建設産業

<p>◆現場代理人等の常駐義務等の緩和に係る取扱いについて（通知）</p> <p>○建設業法施行令の改正に伴う緩和内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人不在時に設置する連絡員 2,500万円以上5,000万円未満の工事→3,500万円以上5,000万円未満の工事 	<p>5月24日</p>
<p>◆監理技術者制度について（通知）</p> <p>○建設業法施行令の改正等に伴い、請負金額が7,000万円以上の県発注工事について、現場代理人及び主任技術者専任通知書に、監理技術者資格者証等の添付を不要とする等の見直し</p>	
<p>◆県発注工事の前金払の用途拡大について（通知）</p> <p>○地方自治法施行規則の改正を踏まえ、平成28年度の県発注工事に係る前金払の用途を見直し</p>	<p>8月1日</p>

第 3 章 20 年間の通知集

本表は平成 9 年(1997)～平成 28 年(2016)の約 20 年間に国土交通省（建設省）から発せられた通知の一覧表である。

通知年次	通知内容 ◆印 通知名 ○印 要約		
平成 9 年 4 月 4 日 4 月 18 日 12 月 10 日	◆公共工事コスト削減のための行動計画について ◆中小・中堅建設業者の受注機会の確保対策について ◆地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善の推進について ○1 適切な入札方法の採用 2 入札・契約手続の透明性及び公平性の確保 3 工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行 4 監査の徹底 5 市町村に対する改善策の指導		者の確認 2 入札・契約手続における監理技術者の現場専任制の確認 3 発注者支援データベース・システム導入の推進 4 施工体制台帳の提出、施工体系図の掲示、監理技術者資格者証の携帯 5 現場施工体制の立入点検 6 建設業法上の厳正な対応 7 工事成績評定への請負者の監督状況の反映 8 CORINS の登録義務付け 9 暴力団排除の徹底 10 都道府県間における連絡調整の強化
平成 10 年 4 月 1 日 9 月 2 日 10 月 1 日 12 月 1 日 12 月 9 日 12 月 25 日	◆地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について ○1 多様な入札・契約方式の導入 2 一般競争方式の実質的な対象工事の拡大 3 予定価格の事後公表 4 低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表 5 等級制の運用 6 等級の公表等 7 特定建設工事共同企業体制度の運用 8 不良不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除 9 発注体制の強化 10 市町村に対する改善の指導 ◆公共工事に係る入札参加者の取扱いについて ◆建築設計業務委託契約書の制定について ◆建設副産物適正処理推進要綱の改正について ○廃棄物処理法の改正、建設リサイクル推進計画'97 の策定を踏まえ「建設副産物適正処理推進要綱」を改正 ◆建設業の経営改善に関する緊急対策について ○1 緊急経済対策、第 3 次補正予算等を踏まえた当面の対策 2 建設市場の構造変化に対応した建設業の構造改革 ◆不良不適格業者排除対策について ○1 建設業許可時における営業所の専任技術	平成 11 年 1 月 19 日 2 月 17 日 11 月 30 日 12 月 9 日	◆地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について ○1 適切な入札方式の採用 2 入札・契約手続の透明性及び公平性の確保 3 工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行 4 監査の徹底 5 低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表 6 多様な入札・契約方式の導入 7 予定価格の事後公表 8 等級制の運用 9 等級の公表等 10 不良不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除 11 発注体制の強化 12 市町村における改善の支援 ◆地方公共団体における中間前金払制度の創設等について ○工事請負契約書等の見直し（中間前金払制度を導入する場合に必要となる工事請負契約書等の内容の見直しについて標準的な例を提示） 2 中間前金払に係る認定手続の簡素化等（建設省直轄工事における同趣旨の通達を参考送付） ◆下請契約における代金支払の適正化等について ○下請け工事に関する適正な契約書の締結、注文者から前払金の支払を受けた際の下請け工事受注者へ速やかな支払い等 ◆中小建設業者等の経営改善のための措置について ○1 補正予算の円滑かつ着実な実施、中小建

第16編 建設産業

<p>12月27日</p> <p>12月27日</p>	<p>設業者等の受注機会の確保、適切な発注ロットの設定 2 経常建設共同企業体の活用の促進 3 発注標準の引上げや下位等級業者の上位等級工事への参入の促進 4 下請セーフティネット債務保証事業の推進 5 前払金等の支払の円滑化 6 前払金支払制度の改善 7 元請下請取引の適正化 8 前払金の拡充の徹底、部分払、中間前払金の利用促進 9 適正な積算の確保 10 中小・中堅建設業者の構造改善対策</p> <p>◆行き過ぎた地域要件の設定及び過度の分割発注について</p> <p>○行き過ぎた地域要件の設定や過度の分割発注は、入札に参加するメンバーが固定化されること等を通じて入札談合を誘発・助長するおそれがあるなど、市場における競争が制限・阻害されること等につながるため、競争の確保に十分配慮すること等</p> <p>◆一括下請負の禁止の徹底について</p> <p>○法令遵守の徹底に一層の配慮と積極的対応を求める</p>	<p>3月31日</p> <p>7月26日</p> <p>9月18日</p> <p>9月20日</p> <p>11月21日</p> <p>12月4日</p> <p>12月12日</p>	<p>ユアルについて」の一部を改正</p> <p>◆建設産業の健全な発展のための措置について</p> <p>◆建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の改善について</p> <p>◆技術検定の受験資格の見直しについて</p> <p>○①中・高卒者の1級直接受検を可能とする。 ②1級受検に際し、専任の主任技術者実務経験者の受検に必要な実務経験年数を短縮する ※平成13年度の試験より適用</p> <p>◆総合評価落札方式の実施について</p> <p>◆総合評価落札方式の実施に伴う手続について</p> <p>◆建設業法施行令第二十七条の六の規定により、建設機械施工の種目について、精神上及び身体上の欠陥を指定する件〔昭和35年10月13日建設省告示第2208号〕の廃止</p> <p>◆営業所専任技術者になりうる者の範囲の拡大に伴う措置について</p> <p>○給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者を管工事業の営業所専任技術者等と認定する</p> <p>◆低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について</p>
<p>平成12年2月1日</p> <p>2月16日</p> <p>3月22日</p>	<p>◆地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について</p> <p>○1 適切な入札方式の採用 2 多様な入札・契約方式の導入 3 入札手続の透明性及び公平性の確保 4 低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表 5 等級制の運用 6 等級の公表等 7 談合情報マニュアルの策定 8 予定価格の事後公表 9 工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行 10 不良・不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除 11 発注体制の強化 12 監査の徹底 13 市町村における改善の支援</p> <p>◆政府調達に関する協定が適用になる公共工事の競争入札参加資格としての経営事項審査点数の取扱について</p> <p>○1 経営事項審査点数による基準の設定を適切に行うこと 2 設定した経営事項審査点数が契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものであることについて、合理的な説明を用意すること</p> <p>◆技術者の適正な配置について</p> <p>○不良不適格業者の排除の観点から適切な運用がなされるよう、配置技術者の確認方法等に関して「監理技術者資格者証運用マニ</p>	<p>平成13年</p> <p>1月5日</p> <p>2月15日</p> <p>3月30日</p> <p>3月30日</p> <p>4月4日</p>	<p>◆中央省庁再編 建設省→国土交通省へ</p> <p>◆建築工事監理業務委託契約書の制定について</p> <p>◆施工体制の適正化及び一括下請の禁止の徹底等について</p> <p>○入契法の制定により公共工事の一括下請負が全面的に禁止され、施工規則の改正により施工体制台帳の拡充が図られた。同台帳の活用等により、施工体制の適正化及び一括下請の禁止の徹底等により一層努められたい</p> <p>◆地方分権に伴う建設業行政に係る通知等の取扱いについて</p> <p>○既存の通知等は地方自治法の規定による技術的助言であり、法令に基づかない関与等の規定のあるものについては、当該部分の効力は失効し、地方公共団体を拘束するものではない</p> <p>◆建設業法施行規則の一部改正について</p>

<p>5 月 18 日</p>	<p>○ 1 工事経歴書の改正 2 貸借対照表の改正 3 利益処分の改正 4 附属明細表の改正 ◆解体工事業に係る登録等に関する省令の公布について</p>		<p>部改正について ◆甲型共同企業体標準協定書の見直しについて</p>
<p>5 月 30 日</p>	<p>○ 5 月 30 日に建設リサイクル法で規定する解体工事業登録制度が施行されることから、同制度に係る省令を制定</p>	<p>3 月 29 日</p>	<p>○共同企業体の適正な運営について、その実効性の確保を図るため、共同企業体標準協定書を見直す ◆営業所専任技術者になりうる者の範囲の拡大に伴う措置について</p>
<p>6 月 13 日</p>	<p>◆建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて ○直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして扱える場合及びその確認方法</p>	<p>4 月 16 日</p>	<p>○ 1 施行期日以前に許可の申請をした者の取扱い 2 経営事項審査の取扱い 3 行政手続法に基づき公表する許可基準の改定 ◆持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて</p>
<p>7 月 24 日</p>	<p>◆国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査の取扱いについて ○グループ経審に関する事務の取扱いについて</p>	<p>5 月 14 日</p>	<p>◆公共工事に係る入札及び契約の適正化について</p>
<p>8 月 8 日</p>	<p>◆建設業の連携強化に対する支援措置の拡充について ○グループ経審について、県発注工事についても支援措置の拡充等を図られたい。</p>	<p>5 月 29 日</p>	<p>◆建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続について</p>
<p>12 月 4 日</p>	<p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p>	<p>6 月 28 日</p>	<p>◆建設業法施行規則の一部改正に伴う措置について</p>
<p>12 月 7 日</p>	<p>◆入札金額の内訳の提出について</p>	<p>7 月 1 日</p>	<p>○商法等の一部を改正する法律の制定に伴い「建設業許可事務ガイドライン」を一部改正</p>
<p>平成 14 年 3 月 29 日</p>	<p>◆「経営事項審査の事務取扱いについて」の一部改正について ○企業型年金の導入の有無を評価項目にしたことに伴い、事務取扱いを一部改正</p>	<p>7 月 1 日</p>	<p>◆「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について</p>
<p>3 月 29 日</p>	<p>◆持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて ○ 1 企業集団の認定について 2 企業集団に属する建設業者についての数値の認定について 3 認定の申請手続き 4 許可行政庁に対する経営事項審査申請等について</p>	<p>7 月 1 日</p>	<p>○H7.12.4 付けの同通知について一部改正(年間平均完成工事高の審査ほか) ◆「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」の一部改正について</p>
<p>3 月 29 日</p>	<p>◆建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について ○ 1 許可関係事務の取扱い 2 経営事項審査関係事務の取扱い</p>	<p>7 月 1 日</p>	<p>○H14.3.29 付けの同通知について一部改正(年間平均完成工事高の審査ほか) ◆指名業者名の事後公表の試行について</p>
<p>3 月 29 日</p>	<p>◆「中小建設業の振興について」(昭和 37 年 11 月 27 日建設省発計第 79 号)の一部改正について ○共同企業体の適正な運営について実効性の確保を図るため、共同企業体標準協定書を見直すこととし共同請負実施要領の一部を改正する</p>	<p>8 月 5 日</p>	<p>◆建設業者の経営統合等に伴う入札参加資格の設定について ○ 1 組織改編後の企業の実態に応じ、新たな入札参加資格の審査を随時受け付けること 2 実態に即して従前の会社の受注実績等も勘案し適切に資格審査及び指名に当たること</p>
<p>3 月 29 日</p>	<p>◆特定建設工事共同企業体協定書(甲)の一</p>	<p>8 月 6 日</p>	<p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p>
<p>3 月 29 日</p>	<p>◆特定建設工事共同企業体協定書(甲)の一</p>	<p>8 月 8 日</p>	<p>◆行政書士による代理申請の取扱いについて ○行政書士による代理申請が可能になったこ</p>

第16編 建設産業

	<p>とに伴う、大臣許可に係る許可申請等についての取扱い</p>	8月1日	<p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p>
8月30日	<p>◆工事実績情報サービス（CORINS）の対象工事拡大について</p>	11月7日	<p>◆施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について</p>
	<p>○現行の請負金額 2,500 万円以上から、500 万円以上に拡大</p>	12月1日	<p>○施工体制台帳等活用マニュアルを策定</p>
9月13日	<p>◆建設業者の組織再編に伴う建設業法上の事務取扱の円滑化について</p>	12月16日	<p>◆国家資格に直結するものと誤認しやすい民間団体の実施する講習等について</p>
	<p>○各種通知のとおり、建設産業の再編を促進する観点から、許可及び経営事項審査の取扱いについては、事前打合せ等を行うことにより、なるべく事業の空白を生じさせることなく、可及的速やかに取り扱われるようお願いする</p>		<p>○誤認しやすい講習等によるトラブルを未然に防ぐため、資格取得希望者等に対し正確な情報の提供に努められるようお願いする。</p>
10月7日	<p>◆国土交通大臣に係る建設業許可の事務取扱いについて</p>	平成16日	<p>◆公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行等について</p>
	<p>○一般建設業から特定建設業に移行する申請が、有効期間の満了の日までに申請に対する処分がされない場合の取扱いについて</p>	3月1日	<p>○監理技術者講習、経営状況分析について、登録機関制度によるものとし、民間企業も含めた複数の主体が実施機関として参入することを可能とした。</p>
10月31日	<p>◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進について</p>	3月1日	<p>◆監理技術者制度運用マニュアルについて</p>
11月15日	<p>◆地方公共団体発注工事における不良・不適格業者の排除の徹底について</p>	3月25日	<p>○従来の「資格者証（監理技術者資格者証）運用マニュアル」を見直し「監理技術者制度運用マニュアル」を策定</p>
	<p>○1 適正な施工が見込めない著しい低価格受注の排除の徹底 2 技術者の適正な配置の推進 3 公共工事の監督・検査等の強化 4 不良・不適格業者の排除促進に係る関係省庁等との連携強化 5 建設業許可行政部局の立入点検による不良・不適格業者の排除の推進</p>	3月31日	<p>◆建設コンサルタント登録規定の一部改正等について</p>
12月13日	<p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p>	3月31日	<p>◆経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について</p>
平成15年1月22日	<p>◆親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について</p>	3月31日	<p>○執行役員の認定について、基準を明確化</p>
	<p>○直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして扱える場合及びその確認方法</p>	6月25日	<p>◆電気通信工事における指導監督的な実務の経験について</p>
4月15日	<p>◆株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律等の一部改正による建設業法等の一部改正に伴う措置について</p>	9月10日	<p>◆単独処理浄化槽の違法設置に対する確認及び指導の強化について（技術的助言）</p>
4月21日	<p>◆営業所における専任の技術者の取扱いについて</p>	8月3日	<p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p>
	<p>○工事現場と営業所が近接している場合及び出向社員の取扱い</p>	9月10日	<p>○浄化槽の設置等の届出の受理又は建築物の</p>
7月25日	<p>◆建設工事の内容の追加に伴う措置について</p>		
	<p>○造園工事の例示に屋上等緑化工事を加える</p>		

<p>12月2日</p> <p>12月16日</p> <p>12月28日</p>	<p>建築等に関する確認に際して確認の徹底、浄化槽工事業者及び浄化槽設備士に対する指導の強化</p> <p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p> <p>◆国家資格に直結するものと誤認しやすい民間団体の実施する講習等について</p> <p>◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進について</p>	<p>6月29日</p> <p>8月1日</p> <p>8月27日</p> <p>11月27日</p>	<p>上の能力を有する者として認める</p> <p>◆地方公共団体における入札及び契約の適正化について</p> <p>◆建設業法遵守ガイドラインについて</p> <p>○「建設業法遵守ガイドライン一元請負人と下請負人の関係に係る留意点」を策定</p> <p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p> <p>◆補償コンサルタント登録規程の一部改正について</p> <p>○登録の停止措置の創設、「会社法」等の施行に対応</p> <p>◆下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について</p>
<p>平成17年 8月1日</p> <p>9月27日</p> <p>12月2日</p>	<p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p> <p>◆資格審査における工事経歴書の活用について</p> <p>○品確法における有資格業者名簿の作成に際しての資格審査では工事経歴書等を活用するものとされている。各都道府県においても発注担当部局の工事経歴書の閲覧に協力する等適切に対応すること。</p> <p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p>	<p>平成20年 1月31日</p> <p>3月10日</p>	<p>◆建設業許可申請の際に提出が必要となる書類の見直し等及び「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について</p> <p>○1建設業許可申請等に係る添付書類の追加について 2工事経歴書の様式改正について 3財務諸表様式の改正等について</p> <p>◆経営事項審査の項目及び基準の改正等について</p> <p>○経営事項審査について大幅な見直しを行った（H20.4.1施行） 1評価項目及び基準の見直し 2経営事項審査の虚偽申請の防止 3企業形態の多様化への的確な対応 4経営事項審査等に係る負担の軽減</p>
<p>平成18年 7月7日</p> <p>7月7日</p> <p>8月2日</p> <p>12月4日</p> <p>12月20日</p> <p>12月20日</p> <p>12月28日</p>	<p>◆建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施工について</p> <p>○会社法等の施行に伴い、建設業法施行規則の計算書類に係る規程、様式等を改正</p> <p>◆経営事項審査の事務取扱いについて</p> <p>○会社法等の施行に伴い、自己資本、総資本、キャッシュ・フローの定義の修正等を行った</p> <p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p> <p>◆下請契約における代金支払の適正化等について</p> <p>◆建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行等について</p> <p>○1建設工事の請負契約の内容（瑕疵担保責任に関する内容の追加） 2罰則の適正化</p> <p>◆国家資格に直結するものと誤認しやすい民間団体の実施する講習等について</p> <p>◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進について</p>	<p>3月28日</p> <p>3月31日</p> <p>3月31日</p>	<p>◆登録基幹技術者講習事務の取扱いについて</p> <p>○1登録基幹技術者講習事務の申請における添付書類について 2登録基幹技術者講習事務に関する規定について 3現行の基幹技術者制度について</p> <p>◆下請セーフティネット債務保証付借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて</p> <p>○経営事項審査において、下請セーフティネット債務保証付借入金の額は、基準決算における流動負債と固定負債の合計の額（負債合計額）から控除することができる</p> <p>◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進について</p> <p>○発注者が取り組むべき事項を通知（①一般競争入札の拡大 ②総合評価方式の導入・拡充 ③ダンピング受注の防止徹底 ④一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等 ⑤予定価格等の公表の適正化 ⑥談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底 ⑦指名停止措置等</p>
<p>平成19年 3月30日</p>	<p>◆経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について</p> <p>○執行役員等として5年以上の建設業の経営業務を総合的に管理した経験を有するものを、法第7条第1号イに掲げる者と同等以</p>		

第16編 建設産業

<p>6月13日</p> <p>8月1日</p> <p>9月12日</p> <p>9月18日</p> <p>10月8日</p> <p>10月31日</p> <p>11月27日</p> <p>12月9日</p> <p>12月22日</p>	<p>の適正な運用の徹底 ⑧入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保 ⑨入札時における工事費内訳書の提出等の促進 ⑩適正な施工の確保 ⑪体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策 ⑫電子入札の導入等の推進</p> <p>◆資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について</p> <p>◆下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について</p> <p>◆建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について</p> <p>◆建設業法遵守ガイドラインの改訂について</p> <p>○「工期変更に伴う変更契約」「工期」の2項目を追加</p> <p>◆建築士法等の一部を改正する法律等の施行について</p> <p>○1一括下請負の全面禁止の対象工事について 2技術者の専任の必要な工事について 3営業に関する図書について</p> <p>◆下請セーフティネット債務保証付借入金に係る経営事項審査の事務取扱についての一部改正について</p> <p>○公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡先の拡充等に対応</p> <p>◆下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について</p> <p>◆競争参加資格及び指名停止の適切な運用について</p> <p>◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進について</p> <p>○発注者が取り組むべき事項を通知（Ⅰ緊急に措置に努めるべき事項 ①一般競争入札の拡大 ②総合評価方式の導入・拡充 ③ダンピング受注の防止徹底 ④一般競争入札の拡大及び総合評価方式の導入・拡充の条件整備等 ⑤予定価格等の公表の適正化 Ⅱ継続的に措置に努めるべき事項 ①談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底 ②指名停止措置等の適正な運用の徹底 ③入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保 ④入札時における工事費内訳書の提出等の促進 ⑤適正な施工の確保 ⑥体制が不十分な地方公共団体に対する支援方策 ⑦電子入札の導入等の推進</p>	<p>3月27日</p> <p>3月31日</p> <p>4月3日</p> <p>5月15日</p> <p>6月19日</p> <p>6月30日</p> <p>8月3日</p> <p>8月24日</p> <p>12月1日</p> <p>12月16日</p> <p>平成22年2月3日</p> <p>2月10日</p> <p>6月1日</p>	<p>よる借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて</p> <p>○経営状況分析の申請者が、いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証により、金融機関から受けた借入金の額は、基準決算における流動負債と固定負債の合計の額（負債合計額）から控除することができる</p> <p>◆建設工事統計調査規則及び国土交通省告示の一部改正について</p> <p>○統計法等の改正に伴い、建設工事受注動態統計調査票及び建設工事施工統計調査票の一部を改正</p> <p>◆学校耐震改修における手続きの迅速化等について</p> <p>◆最低制限価格制度及び低入札価格調査基準価格制度の適切な活用について</p> <p>○設定範囲を「2/3 から 8.5/10 の範囲」から「7/10 から 9/10 の範囲」に変更</p> <p>◆下請資金繰り支援事業について</p> <p>◆主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について</p> <p>○請負契約の締結前はもちろん、締結後においても運用マニュアルで定める一定の期間について、発注者と建設業者の間で書面により明確となっていることを条件に、工事現場への専任は要しない等</p> <p>◆下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について</p> <p>◆産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の4第1項に基づく建設業許可の地位の承継等に関する事務取扱いについて</p> <p>○中小企業承継事業再生計画の認定制度に関する事務の取扱いについて</p> <p>◆下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について</p> <p>◆工事代金の支払いの迅速な実施について</p> <p>◆建設業法施工規則の一部を改正する省令等の施工について</p> <p>○1建設業法施行規則の一部改正 ①貸借対照表の見直し ②注記表の見直し ③用語の整理 2関連告示の一部改正</p> <p>◆いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて</p> <p>◆入札ボンド制度の導入について</p> <p>○国が、「当面の入札ボンド制度の導入・拡</p>
<p>平成21年1月30日</p>	<p>◆公共工事における手続の迅速化等について</p> <p>◆いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証に</p>		

<p>6月8日</p> <p>7月26日</p> <p>8月2日</p> <p>12月1日</p>	<p>大に関する実施要領」を策定</p> <p>◆入札ボンド制度の対象工事の拡大等について</p> <p>◆公共工事標準請負契約約款の実施について</p> <p>○約款改正の勧告（1 甲乙表記を廃止し、発注者・受注者に 2 現場代理人の常駐義務緩和 3 工期延長に伴う増加費用を発注者が負担する場合を明確化 4 契約解除事由の追加（役員が暴力団員である場合）</p> <p>5 調停人を活用できる規定を新設</p> <p>◆下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について</p> <p>◆下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について</p>	<p>3月25日</p> <p>4月7日</p> <p>4月7日</p> <p>4月7日</p> <p>4月7日</p>	<p>◆東北地方太平洋沖地震に伴い被災した工事に係る地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて</p> <p>◆公共工事の入札及び契約手続の更なる改善について</p> <p>○国の低入札価格調査基準価格見直しに関する地方自治体への情報提供</p> <p>◆地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について</p> <p>○東日本大震災に伴う前金払をすることができる割合の上限引き上げ</p> <p>◆東日本大震災に伴う前金払の特例の適切な運用について</p> <p>○公共工事の代価の前金払の特例が設けられ、適切な運用を求めるもの</p>
<p>平成 23 年</p> <p>1月27日</p> <p>3月16日</p> <p>3月18日</p> <p>3月23日</p>	<p>◆公共土木設計業務等標準委託契約約款の改正について</p> <p>○約款改正の内容（1 甲乙表記を廃止し、発注者・受注者に 2 現場代理人の常駐義務緩和 3 工期延長に伴う増加費用を発注者が負担する場合を明確化 4 契約解除事由の追加（役員が暴力団員である場合）</p> <p>5 調停人を活用できる規定を新設 6 契約の締結と同時に受注者が保証を付さなければならない規定を新設 7 発注者は受注者に業務の一部を委任等した者の商号等の通知を請求できる規定を新設 8 部分払に係る規定及び債務負担行為に係る契約の特則を新設</p> <p>◆東北地方太平洋沖地震に伴う応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について</p> <p>○当面の災害応急対策を優先して行うために工事の一時中止を行う際の取扱いを要請</p> <p>◆東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事その他の工事に係る支払の迅速化について</p> <p>◆東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴う建設業法上の特例措置等について</p> <p>◆東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴う浄化槽法上の特例措置等について</p> <p>◆東北地方太平洋沖地震による災害の発生に伴う建設リサイクル法上の特例措置等について</p> <p>○特定被災地域における、建設業法、浄化槽法、建設リサイクル法上の特例措置等（許可等の有効期限、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）の実施</p>	<p>4月25日</p> <p>5月19日</p> <p>6月30日</p> <p>6月30日</p> <p>8月25日</p>	<p>◆災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて</p> <p>○東日本大震災関連</p> <p>◆東日本大震災による災害廃棄物の撤去等に係る地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて</p> <p>◆建設コンサルタント登録規程及び地質調査業者登録規程の一部改正について</p> <p>○暴力団排除に関する規定や不正行為等に対する登録停止に関する規定等を追加</p> <p>◆調査設計等業務における入札契約制度改革の推進について</p> <p>○調査設計等業務におけるプロポーザル方式、総合評価落札方式、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の採用、予定価格の事後公表への移行を推進</p> <p>◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進について</p> <p>○入札契約適正化法改正に伴い発注者が取り組むべき事項を通知（1 緊急に措置に努めるべき事項 ①地域維持型契約方式 ②ダンピング対策の強化 ③予定価格等の事前公表の見直し ④予定価格の適切な設定 ⑤一般競争入札等の活用に必要な条件整備 ⑥総合評価落札方式における手続きの合理化及び透明性の確保 ⑦公共工事標準請負契約に基づく変更契約の締結の促進等 ⑧談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底）（2 継続的に措置に努めるべき事項 ①一般競争入札の適切な活用 ②総合評価落札方式の適切な活用 ③指名停止措置等の適</p>

第16編 建設産業

<p>8月30日</p> <p>10月25日</p> <p>11月14日</p> <p>12月16日</p> <p>12月22日</p> <p>12月27日</p>	<p>正な運用の徹底 ④入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保⑤適正な施工の確保 ⑥不良・不適格業者の排除 ⑦電子入札の導入 ⑧発注者としての体制の補完) (3情報の提供を行わなければならない事項 ①工事の発注見通し ②入札及び契約の過程 ③契約内容) (4その他留意事項 ①前払金・中間前払金の導入・拡大の促進 ②工事請負代金の支払手続の迅速化 ③地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大の促進)</p> <p>◆東日本大震災に伴う建設業法等の有効期間の再延長について</p> <p>◆東日本大震災に伴う浄化槽工事業の登録の有効期間の再延長について</p> <p>◆東日本大震災に伴う解体工事業の登録の有効期間の再延長について</p> <p>○岩手県、宮城県及び福島県の区域内に主たる営業所または住所を有する者について、H23.8.31以後に満了する建設業法、浄化槽法、建設リサイクル法上の許可等の有効期限をH24.2.29まで再延長。</p> <p>◆地域維持事業の実施に要する経費における適切な費用計上について</p> <p>○除雪事業等の地域維持事業に係る経費の適正な積算について先進県の事例を情報提供</p> <p>◆現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について</p> <p>○常駐義務の緩和に関する基本的な考え方、兼任を可能とする典型例を示した。</p> <p>◆建設関連業の登録業者に関する情報提供システムの利用について</p> <p>○H23.11.21 から国土交通省ウェブページにて公開</p> <p>◆下請債権保全支援事業の拡充及び延長について</p> <p>◆地域建設業経営強化融資制度の延長について</p> <p>◆建設業法施行規則等の一部を改正する省令の施行について</p> <p>○建設工事の現場に掲げる標識等について、掲示しやすいようサイズを縮小</p>	<p>2月13日</p> <p>2月20日</p> <p>3月13日</p> <p>5月1日</p> <p>6月29日</p> <p>7月31日</p> <p>○国土交通省が認める公共性の高い工事及び測量については、営利法人発注工事も前払金保証事業の対象とする。</p> <p>◆東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣が「指定する公共工事の特例に基づく認定について</p> <p>○中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を認定対象とする。</p> <p>◆東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて</p> <p>○被災地において同一の専任の主任技術者が複数の建設工事を管理することができる要件を当面の間緩和</p> <p>◆公共工事の前金払及び東日本大震災に伴うその特例の継続について</p> <p>◆建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について</p> <p>○1建設業における社会保険未加入問題への対策 2経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価</p> <p>◆東日本大震災の復旧・復興に係る作業員宿舍建設に関する支援制度について</p> <p>○被災地における作業員宿舍不足問題への対応として、建設業振興基金の債務保証制度の活用が可能</p> <p>◆建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について</p> <p>○文言の整理、説明の追加等</p>	<p>平成25年 2月5日</p> <p>2月28日</p> <p>3月8日</p> <p>◆建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて</p> <p>○「東日本大震災の被災地における建設工事の専任に係る当面の取扱いについて」(H24.2.20)を廃止。現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の業者が施工する場合には令27条第2項を適用できる。</p> <p>◆いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて</p> <p>◆公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について</p> <p>○1入札手続き期間の短縮・発注業務の効率化等 2契約価格の適正化 3技術者の専任等に係る取扱いについて 4地域の建設業者の受注機会の確保 5資金調達の円滑化 6就労環境の改善 7発注者協議会の</p>
<p>平成24年 2月10日</p>	<p>◆東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例について</p>		

	<p>活用 8 資材不足等への適切な対応</p> <p>3 月 29 日 ◆技能労働者への適切な賃金水準の確保について ○1 H25 労務単価の早期適用 2 ダンピング受注の排除 3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等 4 労務費の急激な変動への対応</p> <p>3 月 29 日 ◆公共工事の前金払及び東日本大震災に伴うその特例の継続について</p> <p>4 月 17 日 ◆「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」の一部改正について ○経管者に準ずる地位にあって執行役員等として経營業務を総合的に管理した経験について、これまでは許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経験の期間を通算して5年以上である場合も認められていたが、許可を受けようとする建設業の経験の期間のみと改正された。</p> <p>4 月 22 日 ◆英文建設業許可証明書の発給について ○建設企業の海外進出意欲の高まりに伴い、英文による建設業許可証明書の発給に係る要望が増加することが予想されるため、大臣許可業者の手続きを参考送付</p> <p>9 月 26 日 ◆法定福利費の内訳明示に係る標準見積書の活用等による建設業における社会保険等未加入対策の徹底について ○社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の下請企業から元請企業への提出を9月末から一斉に開始</p> <p>9 月 19 日 ◆東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について ○被災地において同一の専任の主任技術者が複数の建設工事を管理することができる要件を緩和</p>		
<p>平成 26 年 1 月 24 日</p>	<p>◆公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について ○1 最新単価による予定価格設定の徹底 2 公共建築工事の積算で適用する単価 3 スライド条項の適切な設定・活用 4 設計図書の適切な見直し 5 公共建築工事の予定価格の適正な設定等に関する相談受付 6 公共建築工事の予定価格の適正な設定等に</p>	<p>関する柔軟な対応</p> <p>1 月 24 日 ◆技能労働者への適切な賃金水準の確保について ○1 新労務単価の早期適用 2 インフレスライド条項の適用等 3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等 4 適正な価格による契約の推進</p> <p>2 月 3 日 ◆建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正） ○H25.2.5 の通知における専任の主任技術者の取扱いに関する要件緩和を全国に適用</p> <p>2 月 7 日 ◆公共工事の円滑な施工確保について ○1 適正な価格による契約 2 技術者・技能者等の効率的活用（柔軟な工期設定含む） 3 入札契約手続きの効率化等 4 地域の建設業者の受注機会の確保 5 建設業者の資金調達円滑化のための取組 6 就労環境の改善</p> <p>2 月 10 日 ◆いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて</p> <p>3 月 28 日 ◆公共工事の迅速かつ円滑な発注等について ○1 入札契約手続きの効率化等 2 建設業者の資金調達円滑化のための取組</p> <p>3 月 31 日 ◆公共工事の前金払及び東日本大震災に伴うその特例の継続について</p> <p>4 月 1 日 ◆消費税率の引上げに伴う消費税の適切な取扱いについて</p> <p>5 月 16 日 ◆発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について ○国の取組を情報提供</p> <p>6 月 4 日 ◆建設業法等の一部改正する法律の一部及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について ○担い手三法の改正通知</p> <p>10 月 22 日 ◆公共工事の入札及び契約の適正化の推進について ○入札契約適正化法改正に伴い発注者が取り組むべき事項を通知（1 緊急に措置に努めるべき事項 ①適正な予定価格の設定 ②ダンピング対策の強化 ③適切な契約変更の実施等 ④社会保険等未加入業者の排除 ⑤施工体制の把握の徹底）（2 継続的に措置に努めるべき事項 ①一般競争入札の適切な活用 ②総合評価落札方式の適切な活用 ③地域維持型契約方式 ④低入札価格</p>	

第16編 建設産業

	<p>調査の基準価格等の公表時期の見直し ⑤談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底 ⑥指名停止措置等の適正な運用の徹底 ⑦入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保 ⑧不良・不適格業者の排除 ⑨電子入札の導入 ⑩発注者としての体制の補完) (3 情報の提供を行わなければならない事項 ①工事の発注見直し ②入札及び契約の過程 ③契約内容) (4 その他留意事項 ①円滑な施工確保 ②見積の徴収及び当該見積を活用した積算 ③計画的な発注及び適切な工期の設定</p> <p>10月30日 ◆建設業法令遵守ガイドラインの一部改定について ○建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化</p> <p>10月31日 ◆「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」の一部改正について ○新たに若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の評価を追加。また、建設機械の保有状況の項目について評価対象機種を拡大</p> <p>12月1日 ◆下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について</p> <p>12月25日 ◆「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について ○建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容を改正。併せて、建設業許可事務ガイドラインにおける建設工事の例示及び建設工事の区分の考え方について改正</p> <p>12月25日 ◆外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの制定について ○元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図るためガイドラインを制定</p> <p>12月25日 ◆施工体制台帳等活用マニュアルの改正について ○法改正(公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が下請契約を締結する全ての場合に拡大。施工体制管理台帳の記載事項として外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況が追加)に伴いマニュアルを改正</p> <p>12月25日 ◆建設業法等の一部を改正する法律の施行に</p>	<p>伴う入札金額の内訳書の取扱いについて ○法改正に伴う工事費内訳書の具体的な取扱</p> <p>平成27年1月30日 ◆「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」の一部改正について ○許可の欠格要件等の対象となる役員の範囲を拡大。暴力団の構成員である場合等を欠格要件に追加</p> <p>1月30日 ◆建設業法等の一部を改正する法律等の施行について ○1 建設業の許可事務関係(暴力団の排除の徹底に伴う役員の範囲の拡大、個人情報保護に伴う申請書類の追加、申請時における事務負担の軽減措置、一般建設業の営業所専任技術者(主任技術者)の要件の見直し) 2 許可申請書等の閲覧制度の見直し関係 3 立入検査をする職員の資格の緩和関係 4 経営事項審査の再審査関係 5 浄化槽工事業及び解体工事業の登録事務関係</p> <p>1月30日 ◆建設業許可に係る暴力団排除の実施について ○法改正に伴い「建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除の実施に係る合意書(案)」の見直しを行い、新たな合意書(案)を作成し、所管地域の各警察本部と合意書を締結するよう各地方整備局等に通知した。</p> <p>1月30日 ◆発注関係事務の運用に関する指針について</p> <p>1月30日 ◆技能労働者への適切な賃金水準の確保について ○1 新労務単価の早期適用 2 インフレスライド条項の適用等 3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等 4 適正な価格による契約の推進</p> <p>2月6日 ◆いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて</p> <p>2月6日 ◆公共工事の円滑な施工確保について ○1 適正な価格による契約 2 技術者・技能者等の効率的活用 3 施工時期等の平準化 4 入札契約手続きの効率化等 5 地域の建設業者の受注機会の確保 6 建設業者の資金調達円滑化のための取組 7 就労環境の改善</p> <p>3月26日 ◆「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の開設について ○品確法の「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく事務の運用が開始されること</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3 月 31 日</p> <p>4 月 24 日</p> <p>4 月 28 日</p> <p>9 月 11 日</p>	<p>から、事業者向けに専用ダイヤルによる相談窓口を開設することとした。</p> <p>◆公共工事の前金払及び東日本大震災に伴うその特例の継続について</p> <p>◆適切な工期の設定及び施工時期等の平準化について</p> <p>○国及び先進県の取組を情報提供</p> <p>◆予定価格の適正な設定について</p> <p>○歩切りを厳に行わないことを要請</p> <p>◆地域建設業経営強化融資制度における電子記録債権を活用したスキームについて</p>	<p>5 月 17 日</p> <p>◆建設業法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）</p> <p>○6.1 から許可の種類に解体工事を追加。経過措置として既存のとび・土工事業者は、H31.5.31 までの間に限り、引き続き解体工事業を営むことができる等</p> <p>5 月 17 日</p> <p>◆建設業許可基準における経營業務管理責任者要件の改正について（通知）</p> <p>○役員に準ずる者に執行役員等を含めることとした。また、執行役員等としての経營業務経験の確認書類、及び経營業務を補佐した経験の確認書類を簡素化。</p>
<p>平成 28 年</p> <p>1 月 20 日</p> <p>1 月 22 日</p> <p>2 月 17 日</p> <p>3 月 4 日</p> <p>3 月 31 日</p> <p>4 月 22 日</p>	<p>◆技能労働者への適切な賃金水準の確保について</p> <p>○1 新労務単価の早期適用 2 インフレスライド条項の適用等 3 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等 4 適正な価格による契約の推進</p> <p>◆公共工事の円滑な施工確保について</p> <p>○1 予定価格の適切な設定 2 技術者・技能者等の効率的活用 3 施工時期等の平準化 4 入札契約手続きの効率化等 5 地域の建設業者の受注機会の確保 6 建設業者の資金調達円滑化のための取組 7 就労環境の改善</p> <p>◆施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について</p> <p>○1 計画的な発注の推進 2 適切な工期の設定 3 余裕期間の設定</p> <p>◆基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずるべき措置の制定について</p> <p>○建設会社が基礎ぐい工事に際して一般的に遵守すべき措置（1 施工体制に係る一般的な事項について 2 ぐいの支持層への到達に係る一般的な事項について 3 施行記録に係る一般的な事項について）を定めた告示を施行することとした。</p> <p>◆公共工事の前金払及び東日本大震災に伴うその特例の取扱いについて</p> <p>○特例対象区域を東北 3 県に限定</p> <p>◆建設業法施行令の一部を改正する政令について（通知）</p> <p>○1 政令変更に伴う、監理技術者から主任技術者への途中交代及び専任から非専任への変更について 2 施工体制台帳及び施工体系図の取扱いについて 3 その他（標識の修正）</p>	<p>5 月 17 日</p> <p>◆「建設業許可事務ガイドラインについて」の一部改正について</p> <p>○解体工事業の追加等の法改正に伴い一部改正</p> <p>5 月 17 日</p> <p>◆「経營業務審査の事務取扱について（通知）」の一部改正について</p> <p>○解体工事業の追加等の法改正に伴い一部改正</p> <p>5 月 27 日</p> <p>◆平成 28 年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱について</p> <p>○前金払の使途拡大</p>

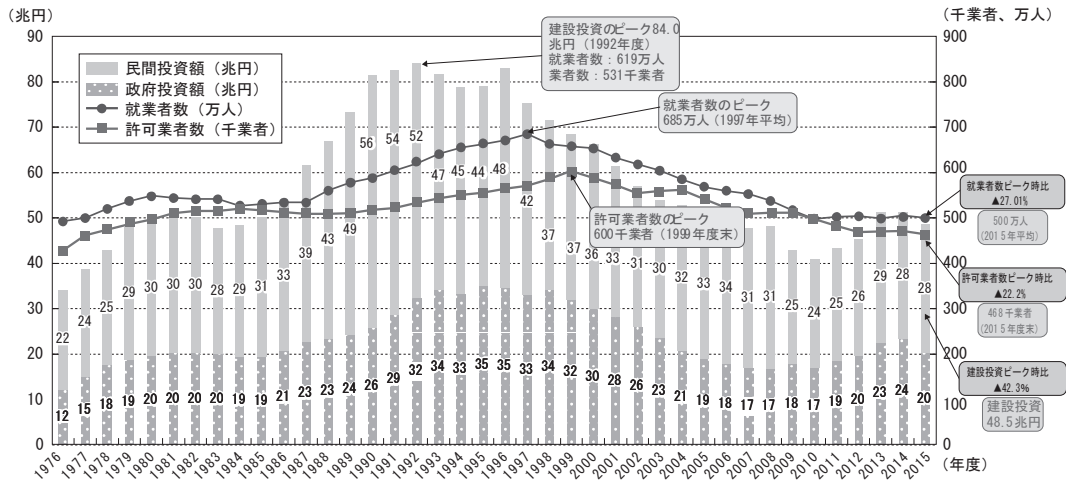
第4章 建設産業の将来

第1節 建設産業界の課題

現在の建設産業は、全国的に市場環境の急激な変化に伴い、急速に疲弊しつつある。国土交通省が公表している資料においても、公共・民間ともに建設投資は、平成4年度のピーク時の半分近くにまで落ち込んでいる状況にある。就業人口については、55歳以上が3割を超え、29歳以下は約1割にまで落ち込んでいる。このままでは、社会インフラや災害対

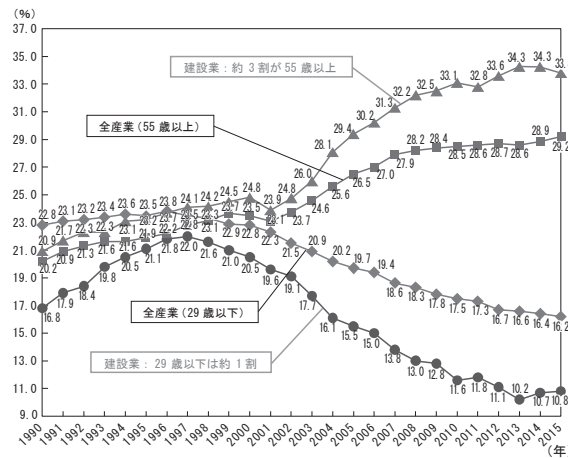
応など地域社会の安全・安心を支えてきた建設産業界の担い手の確保が困難となり、地域を支えられなくなるばかりでなく、現場の施工機能が低下し、将来にわたる技術の継承が難しくなる。

こうした課題へ対応するべく、2014年6月に施行された「改正品確法」には「公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保」等が発注者の責務として明文化された。今後、社会情勢の変化等を踏まえ、建設環境を改善していくことが急務である。



(注) 1 投資額については2012年度まで実績、2013年度・2014年度は見込み、2015年度は見直し
 2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値
 3 就業者数は年平均。2011年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について2010年国勢調査結果を基準とする推計人口で波及推計した値
 資料) 国土交通省「建設投資見直し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

図16-4-1 建設投資、建設業における許可業者数及び就業者数の推移



(注) 2011年データは、東日本大震災の影響により推計値
 資料) 総務省「労働力調査」より国土交通省作成

図16-4-2 若手比率の低下、高齢化の進行

第2節 技能労働者不足、技術者不足

東日本大震災の復興工事や2020年東京オリンピック・パラリンピック関連工事など建設需要が増加するなか、首都圏においても技能労働者の確保が難しくなっている。栃木県においてもオリンピックのキャンプ地誘致や国体開催に向けた総合スポーツゾーンの整備が始まるなか、東北復興と首都圏の大規模事業の狭間におかれ、技能労働者不足、技術者不足、高齢化が深刻な問題となっている。これは、発注者側にも入札不調、工期遅延など、新たな問題に発展する恐れがある。

こうした背景のなか、「改正品確法」では、発注者の責務が明文化され、行政は、企業の賃金、休日等の労働条件の向上等の取組みを積極的に支援することとなった。特に、意欲と活力あふれる若い労働者を確保することは、建設産業の活性化に極めて重要である。

本県においては、2014年、入札制度における「総合評価落札方式への若手技術者の評価の拡充」、2016年には「とちけん小町魅力向上委員会」を設置し女性技術者の地位向上と環境改善に向けた検討に着手した。

第3節 生産性革命元年

国土交通省では、2016年国土交通大臣が提唱する「生産性革命元年」の下、生産性向上と担い手確保を両輪として、建設業を再生するために「i-Construction」を本格始動した。中でも「ICT技術の全面的な活用」「コンクリート工の規格の標準化」「施工時期の平準化」が重要施策として取り組みが推進されている。

本県においても、2016年は「ICT活用工事の試行」、平準化の取り組みとして「繰越し議決の前倒し」「債務負担活用の拡充」等に着手した。2017年4月からは、「余裕期間制度」「週休2日制モデル工事」を制度化、運用開始する。

第4節 今後の対応策

建設業の役割は、国民が必要とする社会資本や産業基盤をしっかりと整備し、適切に維持修繕・更新を行うことである。また、国民の安全・安心を支えるとともに、国や地域の経済・産業・雇用の活性化に貢献していくことも重要であり、これら建設業の本質的な役割は、どのような時代環境においても変わるものではない。一方で、災害列島に住む国民を守るため、防災・減災対策など国土の強靱化に取り組むことは勿論、ICTの劇的な進歩が進むなか、建設業は、技術革新により、優れた建設技術を低コスト化し、これを内外に広く普及させることも必要である。

更に、高度成長期以降に集中整備したインフラが一斉に老朽化し、その管理や更新が重要な時代に突入した。従って、地域を支えるインフラのライフサイクル管理の担い手として、地域建設業の役割が拡大している。

国土交通省は、本格的な人口減少社会が到来する21世紀中ごろに向けて様々な分野やビジョン、問題提起がなされるなかで、建設業は、国土づくりの担い手として、新たな国土づくりを考え、行動する役割を果たさなければならないと提言している。

地方自治体の担う責務は、国土交通省で推進する建設産業に係わる政策に協同し、地域性を考慮しながら中小建設業が、地方創生の中核を支える産業として力を蓄え、社会資本の整備・維持修繕を担い、将来にわたり地域のニーズに的確に答え、より高い品質の建設生産物を提供できるよう支えて行かなければならない。

建設業が、活力と魅力あふれる産業として社会的地位を確保すると共に、魅力ある産業を目指して国土交通省と地方自治体が連携を図り、社会情勢、地域性に適合した制度整備、運用の環境整備を整えていくことが望まれる。